

吉商工発第117号
令和7年12月22日

会員様

吉見町商工久
会長金井省略
(公印)

借入金の利子補給申請手続き（受付）について

師走の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、制度融資の借入に対する利子補給申請手続きを下記のとおり受付致しますので、該当する支払利子のある方は、お手続き下さいますようご案内申し上げます。

尚、期日に手続きされない場合は利子補給を受けられませんのでご了承下さい。

記

日 時	令和8年1月13日（火）・14日（水）・15日（木） ※期日厳守下さい ※午前9時～午後4時（※但し正午～午後1時迄は休憩時間となります。）
場 所	商 工 会
手続きの方法	①支払い額明細書、その他元利合計の返済額が明記され、令和7年中に支払った利子総額のわかる書類をご持参下さい。 (例：返済予定表、返済口座通帳など) ②右表（借入金支払利息明細表）に必要事項をご記入の上、ご持参下さい。（FAXでの受付は致しません。） ③ご印鑑をご持参下さい。（※法人の場合は会社印）
対象企業	吉見町内に事業所もしくは法人登記（支店登記含む）がある企業
対象となる融資	令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った次の制度融資の利子のうち元金総額3,000万円までに対しての利子。 ①埼玉県制度融資全般（事業資金・経営安定資金ほか） ②日本政策金融公庫融資 ③商工組合中央金庫（商工中金）融資など 注意：「新型コロナウイルス感染症」関連融資（所謂ゼロゼロ融資）であっても借入後3年が経過し、金利負担が発生している場合の利子負担は補給対象となります。 ※銀行からの直接融資（プロパー融資）された資金は対象となりません。 制度融資か否か不明な場合は商工会または金融機関にてご確認下さい。
利子補給の額	年間支払い利子総額の10%が吉見町より補助されます。 但し、申請総額が予算を超える場合には調整がございます。 (借入残高が3,000万円を越える場合は、調整計算を施したうえで、3,000万円分に対する補給となります。)
補給金の振込	3月下旬に借入金支払利息明細表にご記入頂いた指定口座にお振り込みする予定です。
※1	ご不明な点がございましたら商工会（TEL54-0701）にお問い合わせ下さい。
※2	制度融資には金融機関に直接申込ができるものもあるため、念のためにこの案内は全会員に発送しております。制度融資資金のご利用のない会員の皆様にもこの通知がお届けされている場合がございますので、予めご了承下さい。
※3	「借入金支払利息明細表（エクセル）」は商工会ホームページ（最新記事）よりダウンロードできます。必要に応じてご利用ください。